就労の事実を証明する確認書

この確認書は、就労証明書の「事業主の押印がない場合」または「代表者名もしくは担当者名を署名(手書き)しない場合」に提出が必要です。**必ず「就労証明書（押印または署名のないもの）」とセットにして、市へ提出してください。**

■ 保護者記入欄

利用（予定）施設名	
児童氏名（生年月日）	（　　年　　月　　日）□在園中　□申込中
	（　　年　　月　　日）□在園中　□申込中
	（　　年　　月　　日）□在園中　□申込中

以下のいずれかの書類を添付または署名してください。

ここに確認書類を張り付けてください

【提出するものにチェック(☑)をし、確認書類を貼り付けてください】

- □ **本人名義の資格確認書、資格情報のお知らせの写し**
 （家族（被扶養者）は除く。国民健康保険は不可。）
 ※健康保険法等により、資格確認書、資格情報のお知らせの写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように、マーカー等で塗りつぶして提出してください。
- □ **直近1か月の給与明細書の写し**
- □ **就労証明書のデータを事業主が保護者に送った際の、メール受信画面などを印刷したもの**
- □ **就労証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの**

注意事項

◆ 保護者が、事業所名の記入されている**就労証明書または就労証明書に係るデータを事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行った**ときには、**申請内容に虚偽**があるものとして、**施設の利用の決定が取り消し**になります。
（**在園している場合は、退所**となります。）

◆ この場合、事業主の押印がなくても、**有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当する**と認められる場合には、各罪が成立するおそれがありますので、ご注意ください。

> 有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑　3月以上5年以下の懲役
> 私電磁的記録不正作出罪の法定刑　5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆ 就労証明書の記載内容を確認するため、事業所（記入担当者など）に市から問い合わせる場合があります。

上記のいずれも添付ができない場合は、チェック(☑)を入れ、署名してください。

□ 事業主に無断で就労証明書を作成または改変等をしていないことを誓約いたします。

保護者（就労者）氏名（自署の場合は押印不要）：

弘前市健康こども部こども家庭課